



第84回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

場 所

名古屋市東区葵三丁目19番7号
葵センタービル8階 当社会議室

インターネット等又は書面による議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時

ご来場の株主様へのお土産はございません。

矢作建設工業株式会社

証券コード：1870

(証券コード 1870)
2025年6月5日

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目19番7号
矢作建設工業株式会社
代表取締役社長 高柳 充 広

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて「第84回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 https://www.yahagi.co.jp/ir/stock_situation/general_meeting/

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/1870/teiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市東区葵三丁目19番7号 葵センタービル8階 当社会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第84期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第15条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」を記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月26日(木曜日)午後5時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において、より機動的な意思決定が行えるよう3名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	在任期間	取締役会出席率
再任 1	たか やなぎ みつ ひろ 高 柳 充 広	代表取締役社長 建築事業本部担当	14年	100% (13回/13回)
再任 2	な わ しゅう じ 名 和 修 司	代表取締役副社長 土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長	18年	100% (13回/13回)
再任 3	やま した たかし 山 下 隆	代表取締役副社長 コーポレート本部長	14年	100% (13回/13回)
再任 4	たか ざき ひろ き 高 崎 裕 樹	取締役	2年	100% (13回/13回)
再任 5	なか がわ ゆ か 中 川 由 賀	社外 独立役員 社外取締役	4年	100% (13回/13回)
新任 6	おお の とも ひこ 大 野 智 彦	社外 独立役員 —	—	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たか やなぎ みつ ひろ 高 柳 充 広 (1962年2月19日) 再任	1984年4月 当社入社 2006年6月 同 執行役員 第二営業本部長 2008年6月 同 執行役員 営業統括本部第二営業本部長 2009年2月 同 執行役員 中日本カンパニー第二営業本部長 2009年4月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 総務部長 2010年10月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 総務部長 兼 人事部長 2011年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2012年4月 同 取締役 兼 専務執行役員 2015年6月 同 代表取締役社長 (現任) (担当) 建築事業本部担当 【取締役候補者とした理由】 高柳充広氏は、当社に入社以来土木部門や経営企画部門の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は人事部門や営業部門の統括を歴任し、2015年より代表取締役社長 (現職) として当社グループを率いております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	43,000株
2	な わ しゅう じ 名 和 修 司 (1958年11月4日) 再任	1984年4月 当社入社 2005年6月 同 執行役員 第一営業本部副本部長 兼 第一営業部長 2007年2月 同 常務執行役員 大阪支店長 兼 西日本地区担当 2007年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2016年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 2021年6月 同 代表取締役副社長 (現任) (担当) 土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長 【取締役候補者とした理由】 名和修司氏は、当社に入社以来土木部門の施工、営業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は、当社子会社のヤハギ緑化株式会社の代表取締役社長を経て、現在は土木事業本部長として土木、鉄道事業の業務執行を指揮しております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	38,100株

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	やま した たかし 山下 隆 (1961年4月17日) 再任	1984年4月 当社入社 2006年6月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長 2009年6月 同 執行役員 東日本カンパニー副カンパニー長 兼 東京支店副支店長 兼 管理部長 2011年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2016年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 2022年6月 同 代表取締役 兼 専務執行役員 2023年6月 同 代表取締役副社長 (現任) (担当) コーポレート本部長 【取締役候補者とした理由】 山下隆氏は、当社に入社以来、財務、経営企画、人事、営業の各部門の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は、東日本支社長として同地域の営業・施工部門の業務執行を指揮し、その後人事部・経理部の担当を経て、現在はコーポレート本部長を務めております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	39,100株
4	たか さき ひろ き 高崎 裕樹 (1960年7月17日) 再任	1983年4月 名古屋鉄道株式会社入社 2012年6月 同 取締役 2015年6月 同 常務取締役 2018年6月 同 専務取締役 2020年6月 同 代表取締役 副社長執行役員 2021年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員 (現任) 2021年6月 当社社外監査役 2023年6月 同 取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 【取締役候補者とした理由】 高崎裕樹氏は、名古屋鉄道株式会社の代表取締役 副社長執行役員、現在は同社の代表取締役社長 社長執行役員を務めるなど、会社経営に関する豊富な経験、高度な知見を有しており、当社経営に対して有益な助言・監督をいただくため、引き続き取締役候補者いたしました。	0株

候補者 番号	ふり がな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	なか がわ ゆ か 中 川 由 賀 (1972年12月8日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立 役員</div>	1999年4月 検事任官 2014年4月 中京大学法科大学院専門教授 2015年3月 弁護士登録 2015年3月 中京市民法律事務所入所 2017年4月 中川法律経営事務所 弁護士（現任） 2019年4月 中京大学法学部教授（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 中京大学法学部教授 弁護士 中川法律経営事務所 岡谷鋼機株式会社 社外監査役 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中川由賀氏は、法学分野に関する専門的な見識・経験を有しており、当該見識・経験に基づき、中立的・客観的立場から当社経営に対して有益な助言をいただくと共に、社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。	0株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	おおの ともひこ 大野智彦 (1954年12月18日) 新任 社外 独立役員	2009年6月 中部電力株式会社 取締役専務執行役員 2011年6月 同 代表取締役 副社長執行役員 2017年4月 同 取締役 2017年6月 株式会社トーエネック 代表取締役社長 社長執行役員 2021年4月 同 取締役相談役 2021年6月 同 相談役 2024年6月 同 特別参与(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社トーエネック 特別参与 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大野智彦氏は、中部電力株式会社の代表取締役や株式会社トーエネックの代表取締役社長を務めるなど、会社経営に関する豊富な経験、高度な知見を有しており、経営者として中立的・客観的立場で当社経営に対して有益な助言をいただくと共に、社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者となりました。	0株

- (注) 1. 中川由賀、大野智彦の各氏は社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との利害関係は以下のとおりであります。
- ①候補者 高崎裕樹氏は、名古屋鉄道株式会社の代表取締役を兼務しており、当社と同社との間で工事の請負取引の関係があります。
 - ②社外取締役候補者 大野智彦氏は、株式会社トーエネックの特別参与を兼務しており、当社と同社との間で設備工事の請負取引がありますが、取引金額は当社連結売上高および同社連結売上高の2%未満であります。
 - ③その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中川由賀氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社と中川由賀氏の間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項が規定する額としております。なお、中川由賀氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、大野智彦氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社取締役を含む被保険者が負担することになる会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 中川由賀氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、中川由賀氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。また、大野智彦氏の選任が承認された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 井垣雅文氏および岡本雄三氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	在任期間	出席率
新任 1	か に たつ や 可 児 達 也	常務執行役員 コーポレート本部付	—	—
再任 2	おか もと ゆう ぞう 岡 本 雄 三 社外 独立役員	社外監査役	4年	取締役会 100% (13回/13回) 監査役会 100% (10回/10回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	か に たつ や 可 児 達 也 (1968年10月7日) 新任	<p>2016年1月 株式会社三菱UFJ銀行 今池支社長 2020年6月 同 執行役員 地区本部長 (中部担当) 2022年5月 当社入社 常務執行役員 コーポレート本部付 2022年6月 同 常務執行役員 本店 営業本部長 2023年6月 同 常務執行役員 営業統括本部副本部長 兼 営業本部長 兼 関西営業部担当 2025年4月 同 常務執行役員 コーポレート本部付 (現任)</p> <p>【監査役候補者とした理由】 可児達也氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行にて支社長を経験し、当社入社後は本店営業部長、関西営業部担当として、中部エリアや関西エリアの営業部門の業務執行を担っておりました。その経歴から、財務・会計・リスクマネジメントに関する豊富な経験・知識を有していることから、新たに監査役候補者としたしました。</p>	2,900株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	おかもと ゆうぞう 岡本雄三 (1967年7月23日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立役員</div>	1995年12月 公認会計士伊藤寛事務所入所 1998年6月 税理士登録 1998年6月 岡本雄三税理士事務所（現 税理士法人MARKコンサルタンツ）開設 1998年6月 同 所長（現 代表社員）（現任） 2005年11月 医療法人士正会 代表社員（現任） 2007年5月 株式会社MARKコンサルタンツ 代表取締役（現任） 2021年6月 当社社外監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 税理士法人MARKコンサルタンツ 代表社員 株式会社MARKコンサルタンツ 代表取締役 【社外監査役候補者とした理由】 岡本雄三氏は、税理士及び経営コンサルタントとして会社経営に関する豊富な経験、高度な知見を有しており、当該見識に基づき、中立的・客観的立場から当社の経営を監視していただくことを期待し、引き続き社外監査役候補者としたしました。	0株

- (注) 1. 岡本雄三氏は社外監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 岡本雄三氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社と岡本雄三氏の間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項が規定する額としております。なお、岡本雄三氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社監査役を含む被保険者が負担することになる会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 岡本雄三氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、岡本雄三氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定です。

(ご参考) 第1号議案及び第2号議案が承認可決されますと、取締役会及び監査役会の構成は次のとおりとなる予定です。

氏名	当社における地位	取締役及び監査役に期待する役割・専門性						
		企業経営	営業 不動産開発	技術 IT	人労 事務	コンプライアンス リスクマネジメント	財 会	務 計
たかやなぎ みつ ひろ 高 柳 充 広	代表取締役社長	●	●	●		●		
なわ しゅう じ 名 和 修 司	代表取締役副社長	●	●	●	●			
やま した たかし 山 下 隆	代表取締役副社長	●			●	●	●	
たかさき ひろ き 高 崎 裕 樹	取締役	●	●			●		
なか がわ ゆ か 中 川 由 賀	社外 独立役員 社外取締役				●	●	●	
おお の とも ひこ 大 野 智 彦	社外 独立役員 社外取締役	●	●		●	●		
ふな はし たい どう 船 橋 太 道	常勤監査役	●			●	●	●	
かに たつ や 可 児 達 也	常勤監査役		●			●	●	
あい ち よし たか 愛 知 吉 隆	社外 独立役員 社外監査役	●				●	●	
おか もと ゆう ぞう 岡 本 雄 三	社外 独立役員 社外監査役	●				●	●	
い どう か な こ 伊 藤 歌 奈 子	社外 独立役員 社外監査役				●	●	●	

各人の有するスキル等のうち主なもの最大4つに●印をつけています。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、非製造業部門を中心とした設備投資や個人消費の復調などにより、成長の勢いは限定的であったものの緩やかに回復しました。一方、長期化する地政学リスクや中国経済の減速、米国のトランプ新大統領の通商政策の影響等が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資についても持ち直しの動きが見られたものの、資材価格の高止まりや労働需給のひっ迫に伴う労務費の上昇等、予断を許さない状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは持続的成長をしていくために、2030年度の目指す姿を「課題解決&価値創造型企業」と定め、この目指す姿を実現するための前半5年間を計画期間とする新たな中期経営計画（2021年度～2025年度）を策定し、その4年目として計画達成に向けた取り組みを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高は1,461億82百万円（前期比8.3%増）、売上高は1,406億99百万円（前期比17.4%増）、営業利益は86億54百万円（前期比9.0%減）、経常利益は86億16百万円（前期比10.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は56億43百万円（前期比12.7%減）となりました。

受注高、売上高の部門別の内訳については、次のとおりであります。

【受注高】

区 分		受 注 高	構 成 比	前 期 比 増 減 率
建 設 事 業	建 築 工 事	103,000百万円	70.5%	1.0%
	土 木 工 事	43,182百万円	29.5%	31.0%
計		146,182百万円	100.0%	8.3%

【売上高】

区 分		売 上 高	構 成 比	前 期 比 増 減 率
建 設 事 業	建 築 工 事	86,529百万円	61.4%	32.2%
	土 木 工 事	32,172百万円	22.9%	4.6%
	小 計	118,701百万円	84.4%	23.4%
不動産事業等		21,997百万円	15.6%	△6.8%
計		140,699百万円	100.0%	17.4%

(建設事業)

建築工事では、中部圏に加えて首都圏においても大型建築工事を受注したことにより、受注高は1,030億円（前期比1.0%増）となりました。また、売上高は、大型物流施設工事を中心に施工が進捗したことにより、865億29百万円（前期比32.2%増）となりました。

土木工事では、民間工事を中心に複数の大型工事を受注したことにより、受注高は431億82百万円（前期比31.0%増）となりました。また、売上高は、鉄道高架化工事などの民間工事において施工が順調に進捗したことにより、321億72百万円（前期比4.6%増）となりました。

(不動産事業等)

不動産事業では、当期においても大規模な自社開発の産業用地の売却があったものの、前期に売却した自社開発の産業用地の規模には至らず、売上高は219億97百万円（前期比6.8%減）となりました。

【当連結会計年度における主な完成工事】

発 注 者	工 事 名 称
(建築工事)	
センコー株式会社	(仮称) センコー新小牧第2PDセンター新築工事
野村不動産株式会社	(仮称) 中区丸の内一丁目計画新築工事
大和ハウス工業株式会社	(仮称) DPL高崎新築工事
名古屋鉄道株式会社	(仮称) μPLAT東岡崎新築工事
株式会社一宮スクールランチ	(仮称) 一宮市第1 共同調理場運営事業 建設工事
矢作地所株式会社	(仮称) 緑区有松往還南計画新築工事
(土木工事)	
前田建設工業株式会社	南知多道路 武豊北インターチェンジ (仮称) 新設工事
国土交通省 中部地方整備局	令和3年度 国道23号蒲郡BP金野IC 道路建設工事
国土交通省 近畿地方整備局	自動車専用道路すさみ串本道路 里野西池川橋A2 橋台工事
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線・三河線 知立駅付近鉄道高架化に伴う 仮線軌道工事
鴻池組・大寛組・米盛建設工業 建設共同企業体	石垣島駐屯地パンウォール工事
JR西日本プロパティーズ株式会社	岡崎市竜美中宅地造成工事

【当連結会計年度の建設事業の受注高、売上高及び繰越高】

(単位：百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
建 築 工 事	103,171	103,000	86,529	119,643
土 木 工 事	35,005	43,182	32,172	(46,015) 44,342
計	138,177	146,182	118,701	(165,658) 163,985

(注) 経済情勢の変化等により事業計画が変更、中止となった工事(受注高1,673百万円)について、次期繰越高から控除しております。なお、()内は控除前の金額であります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は8億45百万円であり、主なものは固定事業所等の改修、工用機械の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、建設コストの上昇や深刻化する人手不足に加え、トランプ政権の通商政策による日本の輸出産業や金融政策への影響が懸念され、先行きの不透明さが増えています。国内建設市場においては、官民ともに引き続き堅調な需要が見込まれる一方で、時間外労働時間上限規制による労務のひっ迫、人件費高騰が懸念されます。加えて、ESG、DEIをはじめとした社会課題への対応、また中長期的には人口減少に伴う建設需要の減少や産業の担い手不足への対応が求められています。

このような事業環境のなか、当社グループは中期経営計画（2021年度～2025年度）で掲げた事業方針「加速度的成長に向けた「つくる（造る・創る）力の増強」と持続的成長への基盤構築」のもと、2030年度の目指す姿「課題解決&価値創造型企業」の実現に向け取り組みを推進してまいります。

建設事業では、事業規模拡大に向けた生産体制の強化、ICT技術や建設DXの推進による建設生産プロセスの改革、戦略的に受注を目指す分野・マーケットに向けた技術開発と組織営業の推進など、既存事業の深化・進化と新規分野・領域の探索・開拓を両立した取り組みを推進してまいります。

不動産事業では、東海圏を中心に市場ニーズに即した用地の開発・販売を行うとともに、リニア経済圏での開発エリアと事業領域両面の拡大を目指します。また、不動産開発に関連した不動産仲介、ビルマネジメント業務の拡大など、収益基盤の安定化とグループ収益の最大化に向けた取り組みを推進してまいります。

また、働き方改革の更なる推進、気候変動・脱炭素社会への対応、コンプライアンス・ガバナンスの強化、地方経済・地域活性化への貢献等、ESG経営基盤の拡充にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

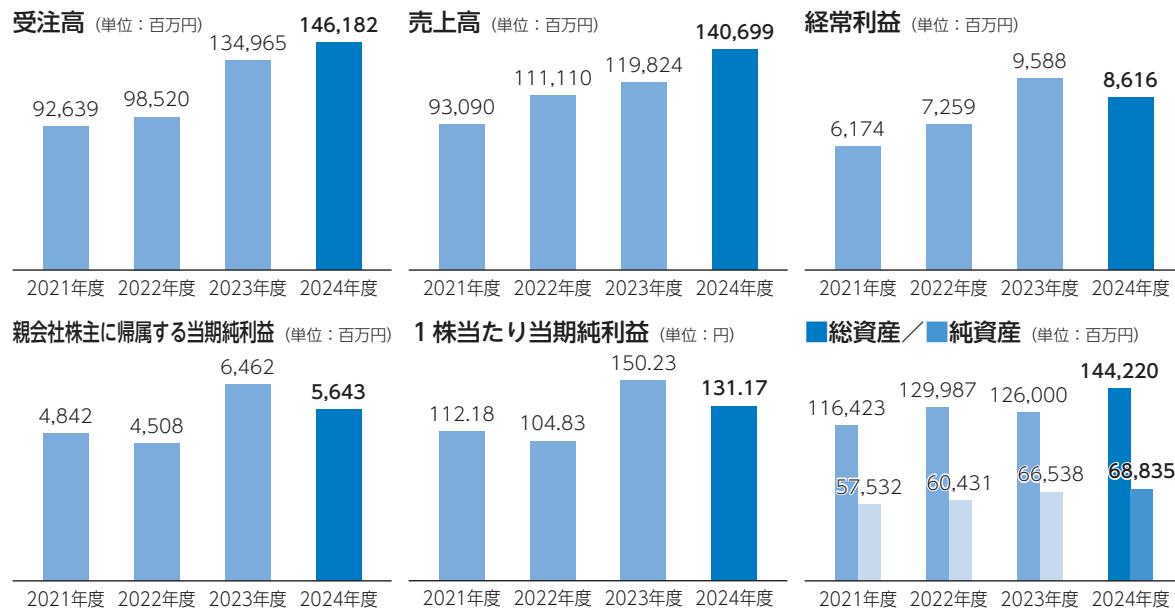
〔中期経営計画（2021年度～2025年度）の進捗状況〕

数値目標と進捗状況（連結ベース）

	中期経営期間（2021～2025年度）				
	第85期 (2025年度) 【目標値】	第81期 (2021年度) 実績	第82期 (2022年度) 実績	第83期 (2023年度) 実績	第84期 (2024年度) 実績
売上高	1,300億円	930億円	1,111億円	1,198億円	1,406億円
営業利益	100億円	61億円	72億円	95億円	86億円
配当性向	30%以上	33.9%	41.0%	39.9%	61.0%
成長投資	5年間で約300億円 (60億円/年)	95億円	104億円	76億円	71億円
		年平均 87億円			

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (2021年度)	第82期 (2022年度)	第83期 (2023年度)	第84期 (2024年度)
受 注 高	92,639百万円	98,520百万円	134,965百万円	146,182百万円
売 上 高	93,090百万円	111,110百万円	119,824百万円	140,699百万円
経 常 利 益	6,174百万円	7,259百万円	9,588百万円	8,616百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	4,842百万円	4,508百万円	6,462百万円	5,643百万円
1株当たり当期純利益	112円18銭	104円83銭	150円23銭	131円17銭
総 資 産	116,423百万円	129,987百万円	126,000百万円	144,220百万円
純 資 産	57,532百万円	60,431百万円	66,538百万円	68,835百万円



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

1. 親会社の状況

該当事項はありません。

2. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社比率	主要な事業内容
矢作地所株式会社	800百万円	100%	分譲マンション事業、不動産開発事業、不動産賃貸事業、不動産流通事業
矢作ビル&ライフ株式会社	400百万円	100%	マンション・ビル管理事業、建築事業
ヤハギ緑化株式会社	100百万円	100%	緑化事業、ゴルフ場コース管理事業
株式会社テクノサポート	50百万円	100%	パンウォール（地山補強土壁工法）事業、ピタコラム（外付耐震補強工法）事業、技術開発、試験体製作
ヤハギ道路株式会社	300百万円	100%	舗装事業、土木事業、アスファルト合材製造販売事業、リサイクル事業
南信高森開発株式会社	50百万円	100% (内、間接所有69%)	ゴルフ場経営（高森カントリークラブ）
北和建設株式会社	85百万円	100%	建築事業

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社（国土交通大臣許可〔（特－6）第3001号〕）並びに子会社6社が建設業法に基づく建設業許可を受け、建築、土木工事の設計施工及び請負業を行っております。

また、不動産事業として、当社（国土交通大臣免許〔（16）第502号〕）並びに子会社3社が宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業免許を受け、不動産の売買及びこれに関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

会 社 名	事 業 所	所 在 地
矢作建設工業株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	支 店	東京、大阪、東北、広島、九州
	研 究 所	エンジニアリングセンター（愛知県長久手市） 〔建築、土木に係る技術の研究開発、構築物の構造実験等〕 鉄道技術研修センター（名古屋市） 〔鉄道及び土木、建築に係る施工技術の研究開発、技術研修及び 技能訓練等〕
	工 場	軌道センター（名古屋市） 〔鉄道線路用資機材の製造加工〕
矢作地所株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	営 業 所 等	三重
矢作ビル&ライフ株式会社	本 社	名古屋市東区泉二丁目13番23号
	支 店	東京
ヤハギ緑化株式会社	本 社	名古屋市東区葵一丁目26番14号
株式会社テクノサポート	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	工 場	長久手事業所（愛知県長久手市） 〔工事用資材の製造、技術開発、試験体の製作等〕
ヤハギ道路株式会社	本 社	愛知県豊田市小坂本町一丁目5番地10
	支 店	名古屋
	営 業 所 等	岐阜
	工 場	アスコン・リサイクルセンター（愛知県豊田市） 〔舗装用材料の製造販売等〕
南信高森開発株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	ゴ ル フ 場	高森カントリークラブ（長野県下伊那郡高森町）
北和建設株式会社	本 社	京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町735番地
	支 店	東京、名古屋

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

1. 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
建築事業	645 (21)	+30 (△2)
土木事業	527 (187)	+36 (△5)
不動産事業	98 (6)	△13 (△4)
全社 (共通)	122 (6)	+15 (△3)
合計	1,392 (220)	+68 (△14)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より事業区分ごとの従業員数の集計方法を変更しております。前期末比増減は、前年の従業員数を変更後の集計方法で集計した場合の従業員数との増減を表示しております。

2. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
966名	+45名	41.6歳	17.4年

(注) 従業員数には契約社員32名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	6,150百万円
株式会社三菱UFJ銀行	6,150百万円
株式会社横浜銀行	3,700百万円
株式会社三井住友銀行	3,350百万円
株式会社百十四銀行	2,950百万円

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 44,607,457株 |
| (3) 株主数 | 20,482名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
名古屋鉄道株式会社	8,282千株	19.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,482千株	8.0%
矢作建設取引先持株会	2,992千株	6.9%
矢作建設工業社員持株会	1,362千株	3.1%
日本生命保険相互会社	833千株	1.9%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	833千株	1.9%
株式会社百十四銀行	494千株	1.1%
N D S 株式会社	403千株	0.9%
第一生命保険株式会社	352千株	0.8%
上田八木短資株式会社	342千株	0.8%

- (注) 1. 当社は、自己株式1,205千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式373千株は含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年6月29日開催の第80回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象とする業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入し、2023年6月29日開催の当社取締役会で制度対象者を「取締役（役付取締役以外の非業務執行取締役及び社外取締役を除く）及び執行役員」に変更し、現在に至るまで継続しております。当事業年度末において、本制度に基づき信託財産として保有する当社株式数は373千株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 柳 充 広	建築事業本部担当
代表取締役副社長	名 和 修 司	土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長
代表取締役副社長	山 下 隆	コーポレート本部長
取 締 役	後 藤 修	営業統括本部長 兼 広域法人営業部担当
取 締 役	清 水 賢 治	建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長
取 締 役	高 崎 裕 樹	名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	石 原 真 二	弁護士 石原総合法律事務所所長 株式会社オータケ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社十六フィナンシャルグループ 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	中 川 由 賀	中京大学法学部教授 弁護士 中川法律経営事務所 岡谷鋼機株式会社 社外監査役
取 締 役	坂 英 臣	株式会社坂角総本舗 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	井 垣 雅 文	
常 勤 監 査 役	船 橋 太 道	
監 査 役	愛 知 吉 隆	税理士 アタックス税理士法人 代表社員COO
監 査 役	岡 本 雄 三	税理士 税理士法人MARKコンサルタンツ 代表社員 株式会社MARKコンサルタンツ 代表取締役
監 査 役	伊 藤 歌 奈 子	むすび法律事務所 パートナー弁護士 小林クリエイイト株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 石原真二、中川由賀、坂英臣の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 愛知吉隆、岡本雄三、伊藤歌奈子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当事業年度の監査役の変動は次のとおりです。
- ① 監査役 栗本淳一氏は、2024年6月27日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
- ② 監査役 船橋太道、伊藤歌奈子の各氏は、2024年6月27日開催の第83回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
4. 取締役 石原真二、中川由賀、監査役 伊藤歌奈子の各氏は、弁護士として法律に関する専門的な見識を有しております。

5. 監査役 愛知吉隆、岡本雄三の各氏は、税理士として財務及び会計に関する専門的な見識を有しております。
6. 当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項が規定する額としております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
8. 当社は、取締役 石原真二、中川由賀、坂英臣、監査役 愛知吉隆、岡本雄三、伊藤歌奈子の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
9. 2025年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
取 締 役	後 藤 修	営業統括本部長

(2) 執行役員の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
※専務執行役員	後 藤 修	営業統括本部長 兼 広域法人営業部担当
※専務執行役員	清 水 賢 治	建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長
専務執行役員	田 嶋 靖 史	不動産事業統括 兼 不動産事業本部長
常務執行役員	磯 貝 豊	安全環境品質本部長 兼 中央安全衛生委員会副委員長
常務執行役員	伊 藤 彰 英	営業統括本部副本部長 兼 首都圏営業部担当
常務執行役員	可 児 達 也	営業統括本部副本部長 兼 本店営業部長 兼 関西営業部担当
常務執行役員	田 邊 清 隆	土木事業本部 土木本部長 兼 鉄道技術研修センター副センター長
常務執行役員	櫻 井 博 史	土木事業本部 営業本部長 兼 第一営業部長
常務執行役員	中 村 大 輔	建築事業本部 施工本部長 兼 生産計画本部長
常務執行役員	平 山 政 雄	建築事業本部 設計本部長
常務執行役員	竹 下 英 司	コーポレート本部副本部長 兼 人事部長
執行役員	平 井 秀 則	土木事業本部付
執行役員	川 口 亮	監査室長
執行役員	井 上 嘉 永	土木事業本部 鉄道本部長 兼 鉄道技術研修センター長
執行役員	吉 澤 稔	建築事業本部 建築企画管理部長
執行役員	黒 田 健 一	営業統括本部副本部長 戦略企画担当

- (注) 1. 当社は、執行役員制度を導入しております。
 2. ※印の執行役員は取締役を兼務しております。
 3. 2025年4月1日付で執行役員の担当を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
※専務執行役員	後 藤 修	営業統括本部長
常務執行役員	伊 藤 彰 英	営業統括本部副本部長 兼 第一営業部長
常務執行役員	可 児 達 也	コーポレート本部付
常務執行役員	櫻 井 博 史	土木事業本部 営業本部長
常務執行役員	竹 下 英 司	コーポレート本部副本部長
執行役員	黒 田 健 一	営業統括本部副本部長 兼 本店営業部長

4. 2025年4月1日付で次のとおり執行役員を選任いたしました。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	田 邊 剛	不動産事業本部副本部長
執行役員	松 本 宏 一	営業統括本部 第二営業部長

(3) 取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の改定について決議しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を得ております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の理念（当社は、エンジニアリングによる新しい価値を提供し続けることで、従業員一人ひとりの成長と幸福の実現、そして企業の持続的成長を目指し、常に社会の要請にこたえる事業を行う）に資するもので、当社グループの業績や企業価値との連動を重視し、中長期の業績達成と企業価値向上に向けたインセンティブとして機能することに加え、ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る透明性・客観性の高い報酬制度であることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う役付取締役以外の非業務執行取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

基本報酬（金銭報酬）は、月額固定報酬とし、役位に応じた報酬体系をベースに評価に応じて金額を決定し、優秀な人材を確保するための役割に応じた報酬とする。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、金銭報酬（賞与）とし、本業の稼ぐ力を強化するため連結営業利益と、株主視点も取り入れるため親会社株主に帰属する当期純利益を指標に、個人評価を加えた単年度の会社業績向上に対するインセンティブとして、毎年、一定の時期に支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の審議を経て、見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株式報酬とする。株式報酬は、役位に応じた固定分と業績連動分により構成し、業績連動分については原則として中期経営計画の業績指標（連結営業利益）の目標達成度等の評価に応じて決まる仕組みとし、年度毎にポイントを付与、ポイントの数に相当する当社株式を退職時に交付する。なお、目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の審議を経て、見直しを行うものとする。

- ④基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（役付取締役以外の非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬等の種類別の割合については、当社の経営環境及び外部のデータベース等による同業他社や同規模の主要企業をピアグループとして調査・分析した報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成とし、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会による審議の答申を尊重し、報酬等の種類別の額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類別の割合の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝約6：3：1とする。（KPIを100%達成した場合）

- ⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその決定の委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動賞与の個人評価部分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長から指名・報酬委員会に提出される原案に対する審議の答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該審議の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬等の内容について決定する。

2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において、年額360百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第80回定時株主総会において、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）制度の導入について決議しております。本制度は、取締役（社外取締役を除く）を対象として、信託拠出額の上限を対象期間（5事業年度）において400百万円以内、付与するポイント数の上限を1事業年度当たり160,000ポイント（1ポイント＝1株）以内とし、退任時に株式を交付する制度であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。なお、2023年6月29日開催の当社取締役会において、本制度の対象者を「取締役（役付取締役以外の非業務執行取締役及び社外取締役を除く）」に変更しております。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は6名（うち、社外監査役は3名）です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 高柳充広が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動賞与の個人評価部分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長から指名・報酬委員会に提出される原案に対する審議の答申を得るものとし、代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬等の内容について決定していることを確認しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (業績連動型 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	249 (18)	152 (18)	68 (一)	28 (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	42 (13)	42 (13)	— (一)	— (一)	6 (3)
合計 (うち社外役員)	292 (31)	195 (31)	68 (一)	28 (一)	15 (6)

(注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役0名)を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬等は賞与とし、本業の稼ぐ力を強化するため連結営業利益と、株主視点も取り入れるため親会社株主に帰属する当期純利益を指標に、個人評価を加えた単年度の会社業績向上に対するインセンティブとして支給しております。

なお、当事業年度の連結営業利益は8,654百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益は5,643百万円です。

4. 非金銭報酬等は、取締役(役付取締役以外の非業務執行取締役及び社外取締役を除く)を対象とする業績連動型株式報酬制度に基づく、当事業年度において費用計上した金額を記載しております。業績連動型株式報酬は、役位に応じた固定分と業績連動分により構成し、業績連動分については原則として中期経営計画の業績指標(連結営業利益)の目標達成度等の評価に応じて決まる仕組みとし、年度毎にポイントを付与、ポイントの数に相当する当社株式を退任時に交付するものであります。

なお、当事業年度の連結営業利益は8,654百万円です。

5. 当事業年度に係る取締役の報酬等について、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決議された報酬等の内容が取締役会で決定された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 取 締 役	石 原 真 二	弁護士 石原総合法律事務所所長
社 外 取 締 役	中 川 由 賀	中京大学法学部教授 弁護士 中川法律経営事務所
社 外 取 締 役	坂 英 臣	株式会社坂角総本舗 代表取締役会長
社 外 監 査 役	愛 知 吉 隆	税理士 アタックス税理士法人 代表社員COO
社 外 監 査 役	岡 本 雄 三	税理士 税理士法人MARKコンサルタンツ 代表社員 株式会社MARKコンサルタンツ 代表取締役
社 外 監 査 役	伊 藤 歌 奈 子	むすび法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 当社は、石原総合法律事務所に所属する他の弁護士との間で法律業務に関する顧問契約を締結しております。
2. 当社は、中京大学、中川法律経営事務所、株式会社坂角総本舗、アタックス税理士法人、税理士法人MARKコンサルタンツ、株式会社MARKコンサルタンツ、むすび法律事務所との間には、特別な関係はありません。

2. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 取 締 役	石 原 真 二	株式会社オータケ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社十六フィナンシャルグループ 社外取締役 (監査等委員)
社 外 取 締 役	中 川 由 賀	岡谷鋼機株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役	伊 藤 歌 奈 子	小林クリエイティブ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 当社は、株式会社十六フィナンシャルグループ傘下の株式会社十六銀行との間で資金借入の関係があります。
2. 当社は、岡谷鋼機株式会社との間で建設資材の売買取引などの関係があります。
3. 当社は、株式会社オータケ、小林クリエイティブ株式会社との間には、特別な関係はありません。

3. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

4. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	石原真二	当事業年度に開催された取締役会13回中11回に出席し、弁護士としての専門的な見識・経験に基づき、中立的・客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外取締役	中川由賀	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、学識経験者としての専門的な見識・経験に基づき、中立的・客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外取締役	坂 英臣	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、経営者としての豊富な経験や高度な知見に基づき、中立的・客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外監査役	愛知吉隆	当事業年度に開催された取締役会13回中12回、監査役会10回中9回に出席し、税理士としての専門的な見識・経験に基づき、中立的・客観的立場から発言を行っております。
社外監査役	岡本雄三	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会10回全てに出席し、経営者としての豊富な経験や高度な知見に基づき、中立的・客観的立場から発言を行っております。
社外監査役	伊藤歌奈子	2024年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全て、監査役会8回全てに出席し、弁護士としての専門的な見識・経験に基づき、中立的・客観的立場から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査並びに、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の規定に定める期中レビューの監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬として、子会社0百万円を支払っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務を委託し、その対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき決議しており、その内容は次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守体制の維持・向上を図るため、CSR／ESG委員会を設置し、組織横断的な管理体制の下、全社の法令遵守体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、法令及び定款遵守の周知・実行を徹底する。
- ② 取締役は取締役会において定められる取締役会規則やその他の社内規程に基づいて業務を執行するとともに、取締役会を通じて他の取締役の業務執行状況を相互に監視・監督することで、法令遵守に関する牽制機能を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理に係る規程に従い、文書または電子的媒体にて適正に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業活動に関連する内外の様々なリスクに適切に対応するため、リスク管理に係る規程を制定し、リスクに対する基本方針を定めるとともに管理体制を整備する。
- ② 各部署長は、自部署に内在するリスクを把握・分析のうえ、事前に対応方針を整備する等、リスクマネジメントを実施する。
- ③ CSR／ESG委員会を中心に内部統制システムによるリスクアセスメントを実施し、リスクを未然に防ぐとともに、発生したリスクに対しては損失を最小限にとどめる対策をとる。
- ④ 安全、品質及び環境面においては、労働安全に関するマニュアル、ISO9001及び14001の実践的活用により、リスク管理体制の構築並びに運用を行う。
- ⑤ 地震等の自然災害に対しては、被害を最小限に抑え迅速に事業を再開することや社会インフラのいち早い復旧に尽力できるよう、事業継続性を確保できる体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定期的な取締役会開催のほか、幹部会を毎月1回開催し、各部門の状況把握並びに情報の共有化を図り、機動的な対応がとれるようにする。

- ② 取締役は担当委嘱に基づき役割を分担し、各部門における目標の達成に向けて職務を遂行する。
- ③ 各業務の承認、決裁体制を「業務決裁規程」に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限並びにその委譲の範囲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。
- ④ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、経営計画及び年度予算を立案し、全社的な経営目標を設定する。各部門においては、その経営目標達成に向けて具体策を立案・実行するとともに、取締役会は業績報告等を通じて経営計画の進捗状況の把握並びに必要な指示を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことができるよう「行動規範」を制定する。また「行動規範」及び「就業規則」に則り、法令及び定款に適合した業務執行を徹底するとともに、問題がある場合はCSR／ESG委員会にて審議する。
- ② 法務部に相談窓口を設け、全社の業務執行に係る法的リスクの回避を図ることで使用人の法令遵守に対する意識の啓発を図る。
- ③ 業務を執行する使用人は、「業務分掌表」等社内規程に則って業務を遂行する。
- ④ 内部監査部門として監査室を設置し、事業活動の全般にわたる社内制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、必要とされる改善を取締役並びに使用人に求める。

6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社からの協議事項や報告事項を定める「関連会社規程」を策定し、子会社は規程に基づき、経営概況、その他経営上の重要な情報について、当社に定期的な報告を行う。
- ② グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定・運用し、子会社の損失の危険管理を行う。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ全体の年度計画を策定し、子会社の基本方針等を明確に定めるとともに、子会社は業務遂行状況の管理、評価を実施する。
- ④ 子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことができるようグループ共通の「行動規範」を策定し、役職員に周知徹底する。
- ⑤ 子会社との緊密な連携のもと、年度計画に対する子会社の経営現況や業務執行状況等について報告を求め、グループ全体の管理を実施する。

- ⑥ 当社の監査役、内部監査部署は、子会社に対する監査を実施する。また、コンプライアンスに係る通報制度を設け、法令違反等の早期発見と是正を図る。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 当社は監査役のために応じ、監査役の職務の補助を担当する使用人を選任する。
8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事異動等について監査役会の意見を尊重する。
 - ② 監査役を補助する使用人は、監査役から直接指示を受け対応することで指示の実効性を確保する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役のために応じて会社の業務執行状況を報告する。
 - ② 当社グループの取締役及び使用人等は、法令の違反行為等、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は当社の監査役に報告する。
 - ③ 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。
10. その他監査役を補助する使用人が監査役に報告をするための体制
- ① 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、職務を遂行するうえで必要な往査、書類の閲覧等を求めることができる。
 - ② 監査役会は必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
 - ③ 監査役が職務の執行に必要な費用については、当社にて負担する。
11. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制
- ① 反社会的勢力に対しては、「行動規範」においてその関係を遮断する旨を定め、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①内部統制システム全般

内部監査部門が当社及びグループ各社の内部統制の状況を毎年モニタリングするとともに、その結果を踏まえ当社及びグループ各社が適宜必要な改善を実施し、内部統制システムがより有効に機能するよう努めております。更にモニタリングの結果について定期的にCSR／ESG委員会が報告を受け、内部統制システムの有効性を確認しております。

②コンプライアンス

当社の役職員をグループ各社の役員に就任させるなど各社との緊密な連携のもと、当社のみならずグループ全体の業務の適正性を確保するとともに、コンプライアンス意識の浸透・定着を図り、行動規範に則り健全に職務を遂行できるよう、CSR／ESG委員会の下部組織である内部統制部会及び法務部が、法令改正等の周知活動や階層に応じた社内研修、動画配信による教育を継続的に実施しております。また、役職員に対する社内ネットワークシステムを通じての役職員向け教育により、コンプライアンス意識の浸透・定着、リーガルマインドの醸成を図っております。加えて、環境負荷軽減や社会貢献、魅力的な職場環境の整備等、事業活動を通じたSDGsへの取組みについても役職員への浸透を図る施策を実施しております。

③リスクマネジメント

内部統制部会のもと、毎年当社及びグループ各社において、想定される個々の業務プロセスにおけるリスクに加えて全社的なリスクの認識を高め、そのリスクの重要度の評価、リスクの統制の整備及び運用並びに自己評価の実施など、リスクマネジメントのPDCAサイクルを回すことにより、重点的に統制が必要なリスクに比重を置いたより実効的なリスクマネジメントを実施しております。

また、昨今のサイバーセキュリティや情報漏洩防止が強く求められているなか、情報セキュリティの強化や関連規程・ルールの見直しに加え、役職員に対するeラーニングによる情報管理教育やコンピューターウイルス対策の訓練を定期的の実施しております。

さらに、事業継続性の確保に向けて、災害への対応力強化と有効性検証を目的とした訓練を実施するなど、初動体制の整備を進めております。

加えて、リスク拡大の防止に向けて、グループ共通の内部通報制度において携行カードの配布や社内報での通報実績の定期的な周知等、役職員への継続的な啓蒙活動を実施することで、リスク顕在化の未然防止や問題に対する早期の対応に努めております。

④情報の保存及び管理

法令及び関連規程の定めに従い文書を保存することとし、保存及び管理体制を強化するため文書保存の電子化を推進しているほか、電子決裁を全社に展開しております。

⑤取締役の職務執行

取締役会は、専門分野等のバランスを考慮しつつ、社外取締役3名を含む9名で構成しており、原則として月1回、年12回定例の取締役会を年間計画に基づき開催しているほか、現場視察会を定期的実施しております。これらの活動を通じて「取締役会規則」に定める重要事項を決定するとともに、各取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けることや各取締役からの意見等を取締役会の運営・議事に活かすことで、業務執行に対する監督機能を強化しております。また、経営会議や事業会議における開発投資や新規事業進出等の重要事項の審議のほか、社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会において、取締役・監査役の候補者や取締役の報酬等について事前に審議することで、取締役会決議の迅速性及び透明性を高めています。加えて、執行役員制度や社内決裁基準による権限委譲を通じて、業務執行と監督機能の分離を進めております。

⑥監査役の監査

監査役監査の実効性確保を目的として、監査役が監査方針・監査計画に基づき当社及びグループ各社を監査するとともに、取締役会やCSR／ESG委員会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、定期的に内部監査部門や会計監査人と財務報告や内部統制システムの状況等について情報交換を行える環境を確保する等、監査役の職務執行を支援する体制を強化しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

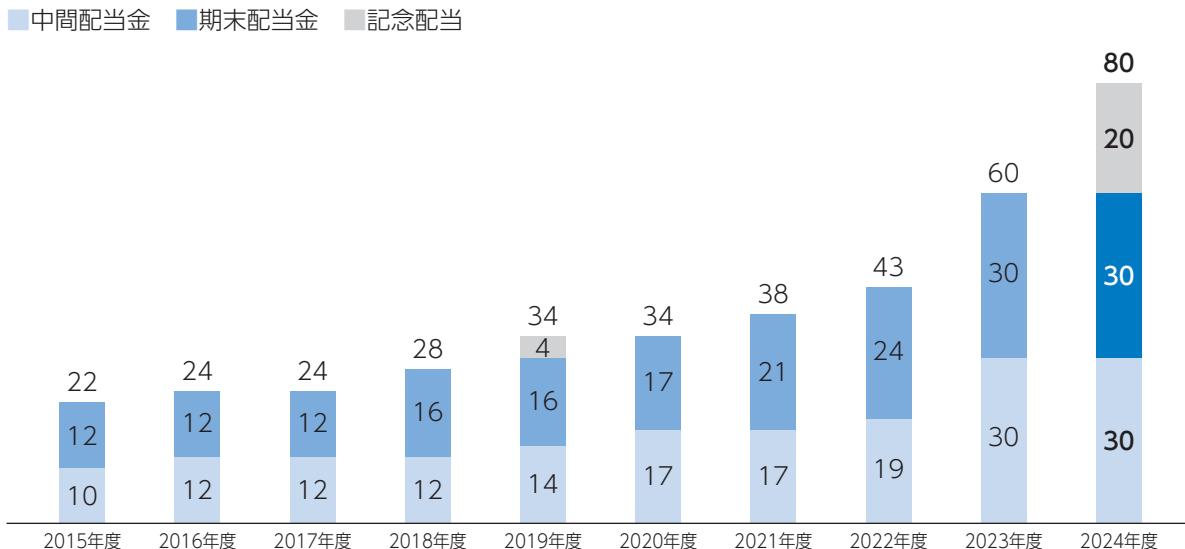
当社は、経営基盤の強化と企業価値の向上に向けて、長期的な視点に立って株主資本の充実に努めるとともに、企業収益の配分については、継続的かつ安定的な株主還元を実施することを基本方針としております。なお、配当方針につきまして、当事業年度までは配当性向30%以上を目標としておりましたが、次事業年度より当社株式を長期的に保有いただく株主の皆様への還元姿勢を一層明確にするため、短期的な利益変動の大きな局面においても、単年度の業績の影響を受けにくい「自己資本配当率（DOE）」を導入するとともに、累進配当を基本とする方針に2025年5月7日開催の取締役会において変更しております。

毎期の具体的な配当金額につきましては、自己資本配当率（DOE）5%以上を目標としつつ、各期の連結業績や財務状況等を総合的に勘案して決定してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、前期より1株につき10円増配の40円（普通配当30円、75周年記念配当10円）とさせていただきます。これにより中間配当金1株につき40円（普通配当30円、75周年記念配当10円）とあわせて、年間配当金は1株につき80円（普通配当60円、記念配当20円）となります。なお、内部留保資金につきましては、2030年度の目指す姿の実現に向けて収益力の向上と経営基盤の強化を目指した技術開発や設備投資等に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、成長投資の状況及び市場動向等に鑑み、必要に応じて臨機応変に実施を検討してまいります。

1株当たり配当金の推移（単位：円）



連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	108,192	流 動 負 債	55,473
現金預金	15,669	工事未払金	14,553
受取手形・完成工事未収入金等	58,145	短期借入金	26,600
電子記録債権	72	未払法人税等	365
未成工事支出金	3,320	未成工事受入金	10,348
販売用不動産	21,978	完成工事補償引当金	500
その他の	9,094	工事損失引当金	730
貸倒引当金	△88	役員賞与引当金	83
固 定 資 産	36,027	賞与引当金	251
有形固定資産	25,138	その他の	2,041
建物・構築物	7,075	固 定 負 債	19,911
土地	17,059	長期借入金	12,000
建設仮勘定	14	退職給付に係る負債	4,129
その他の	989	資産除去債務	462
無形固定資産	763	再評価に係る繰延税金負債	228
投資その他の資産	10,125	株式報酬引当金	189
投資有価証券	5,662	その他の	2,901
繰延税金資産	3,112	負 債 合 計	75,384
その他の	1,399	(純 資 産 の 部)	
貸倒引当金	△48	株 主 資 本	71,802
資 産 合 計	144,220	資本金	6,808
		資本剰余金	7,244
		利益剰余金	58,620
		自己株式	△870
		その他の包括利益累計額	△2,975
		その他有価証券評価差額金	2,337
		土地再評価差額金	△5,888
		退職給付に係る調整累計額	575
		非支配株主持分	8
		純 資 産 合 計	68,835
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	144,220

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	118,701	
完 成 工 事 高		
不 動 産 事 業 等 売 上 高	21,997	140,699
売 上 原 価	107,865	
完 成 工 事 原 価		
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	13,416	121,282
売 上 総 利 益	10,836	
完 成 工 事 総 利 益		
不 動 産 事 業 等 総 利 益	8,580	19,416
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,762
営 業 利 益		8,654
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	137	
そ の 他	60	197
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	201	
そ の 他	33	235
経 常 利 益		8,616
特 別 利 益		49
特 別 損 失		
減 損 損 失	471	
固 定 資 産 売 却 損 失	31	
そ の 他	0	502
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,163
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,756	
法 人 税 等 調 整 額	762	2,519
当 期 純 利 益		5,644
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,643

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,808	7,244	56,015	△875	69,192
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,038		△3,038
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,643		5,643
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				4	4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,605	4	2,610
当 期 末 残 高	6,808	7,244	58,620	△870	71,802

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,326	△5,882	894	△2,661	8	66,538
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△3,038
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						5,643
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	11	△6	△318	△313	0	△313
連結会計年度中の変動額合計	11	△6	△318	△313	0	2,296
当 期 末 残 高	2,337	△5,888	575	△2,975	8	68,835

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	97,031	流 動 負 債	53,345
現 金 預 金	9,806	工 事 未 払 金	11,889
受 取 手 形	39	短 期 借 入 金	29,100
電 子 記 録 債 権	14	未 払 法 人 税 等	38
完 成 工 事 未 収 入 金	56,711	未 成 工 事 受 入 金	9,771
未 成 工 事 支 出 金	2,900	リ ー ス 債 務	11
販 売 用 不 動 産	10,764	完 成 工 事 補 償 引 当 金	491
短 期 貸 付 金	8,451	工 事 損 失 引 当 金	727
そ の 他	8,377	役 員 賞 与 引 当 金	68
貸 倒 引 当 金	△35	賞 与 引 当 金	191
固 定 資 産	33,660	そ の 他	1,055
有 形 固 定 資 産	9,929	固 定 負 債	18,993
建 物 ・ 構 築 物	3,456	長 期 借 入 金	12,000
機 械 ・ 運 搬 具	578	リ ー ス 債 務	6
工 具 器 具 ・ 備 品	219	退 職 給 付 引 当 金	4,607
土 地	5,644	関 係 社 事 業 損 失 引 当 金	1,587
リ ー ス 資 産	16	資 産 除 去 債 務	141
そ の 他	14	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	228
無 形 固 定 資 産	467	株 式 報 酬 引 当 金	189
投 資 そ の 他 の 資 産	23,264	そ の 他	233
投 資 有 価 証 券	5,204	負 債 合 計	72,339
関 係 会 社 株 式	5,294	(純 資 産 の 部)	
長 期 貸 付 金	10,092	株 主 資 本	61,902
繰 延 税 金 資 産	2,528	資 本 金	6,808
そ の 他	156	資 本 剰 余 金	7,244
貸 倒 引 当 金	△12	資 本 準 備 金	4,244
資 産 合 計	130,691	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,000
		利 益 剰 余 金	48,720
		そ の 他 利 益 剰 余 金	48,720
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1
		別 途 積 立 金	4,300
		繰 越 利 益 剰 余 金	44,418
		自 己 株 式	△870
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,549
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,338
		土 地 再 評 価 差 額 金	△5,888
		純 資 産 合 計	58,352
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	130,691

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完成工事高	101,992	
不動産事業等売上高	10,128	112,121
売 上 原 価		
完成工事原価	94,039	
不動産事業等売上原価	5,264	99,303
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	7,953	
不動産事業等総利益	4,864	12,818
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,400
営 業 利 益		5,417
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	1,156	
その他	73	1,229
営 業 外 費 用		
支払利息	226	
その他	19	245
経 常 利 益		6,401
特 別 利 益		45
特 別 損 失		0
税 引 前 当 期 純 利 益		6,447
法人税、住民税及び事業税	1,091	
法人税等調整額	752	1,844
当 期 純 利 益		4,603

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	6,808	4,244	3,000	7,244	1	4,300	42,853	47,155	△875	60,332
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△3,038	△3,038		△3,038
当期純利益							4,603	4,603		4,603
固定資産 圧縮積立金の取崩					△0		0	-		-
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									4	4
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△0	-	1,565	1,564	4	1,569
当 期 末 残 高	6,808	4,244	3,000	7,244	1	4,300	44,418	48,720	△870	61,902

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,325	△5,882	△3,556	56,776
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△3,038
当期純利益				4,603
固定資産 圧縮積立金の取崩				-
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	13	△6	6	6
事業年度中の変動額合計	13	△6	6	1,576
当 期 末 残 高	2,338	△5,888	△3,549	58,352

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

矢作建設工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂部 彰彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水越 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、矢作建設工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、矢作建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

矢作建設工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂部 彰彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水越 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、矢作建設工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役、執行役員等から報告を受け、必要に応じて説明を求め監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「監査に関する品質管理基準」等に準拠して、職務を適正に行うことを確保するための体制を整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

矢作建設工業株式会社 監査役会

常勤監査役 井 垣 雅 文 ㊟

常勤監査役 舩 橋 太 道 ㊟

監 査 役 愛 知 吉 隆 ㊟

監 査 役 岡 本 雄 三 ㊟

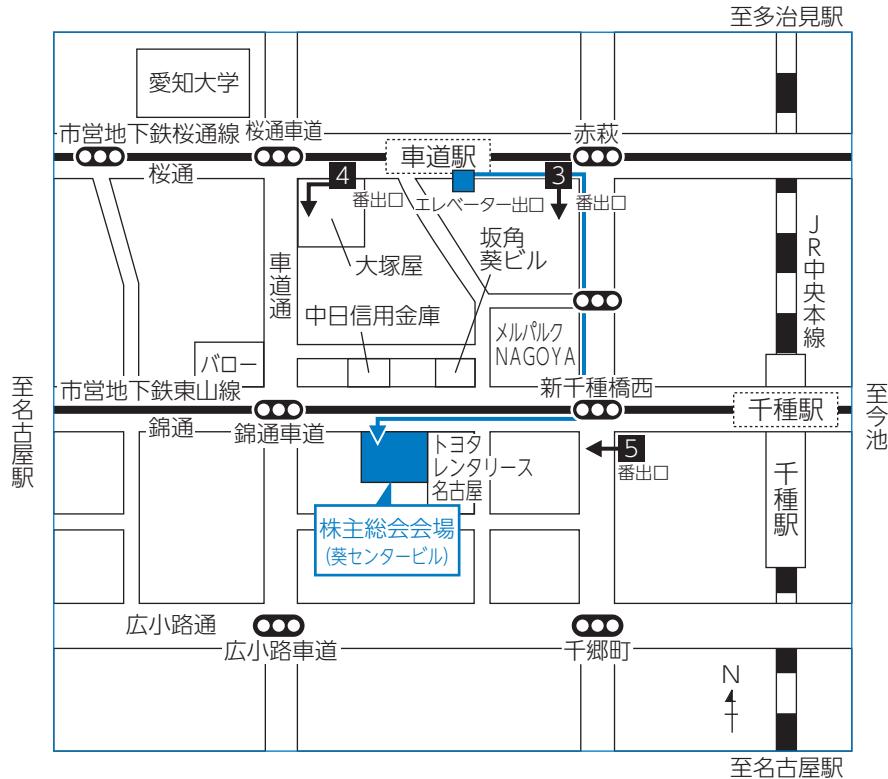
監 査 役 伊 藤 歌 奈 子 ㊟

(注) 監査役 愛知吉隆、岡本雄三、伊藤歌奈子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 名古屋市東区葵三丁目19番7号
葵センタービル8階 当社会議室



<交通のご案内>

- ・ JR中央本線及び市営地下鉄東山線 千種駅5番出口から徒歩約2分です。
- ・ 市営地下鉄桜通線 車道駅3番、4番出口からいずれも徒歩約5分です。
- ・ 車いすをご利用の株主様は、上図のとおり車道駅のエレベーター出口から青色矢印のルートをご利用ください。（千種駅のエレベーター出口から会場までは急な坂道がございます。）
- ・ 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

<ご来場の株主様へ>

当社株主総会では、ご来場の株主様へのお土産はございません。また、省エネルギーへの取組みとして会場の温度設定を高めさせていただきますので、予めご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

